

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

月刊

# 中小企業レポート

4

No.521

長野県中小企業団体中央会

特集1

伝統的工芸品魅力アップ・創造事業成果報告

特集2

令和元年の長野県内における労働災害発生状況



給与・賞与を振込で支給している事業主さまへ



＼ 給与振込に振込手数料がかかっていませんか？ ＼

「けんしんBANK」では、  
給与・賞与の振込に、  
振込手数料はかかりません。

※給与・賞与の振込は、窓口の場合、他行宛は3営業日前の15時まで、「けんしんBANK」の口座宛は2営業日前の15時まで、インターネットバンキングの場合はそれぞれ14時35分までに、振込の手続きをお願いします。これを過ぎますと振込手数料がかかりますのでご注意ください。

#### けんしんBANKで給与振込を行う場合

- ① 振込依頼書を記入し、窓口で手続きできます。  
振込依頼書はけんしんBANKが社員さまのお名前を印字してお渡しが可能ですので、大幅な事務の効率化が可能です。
- ② 法人インターネットバンキングにより  
振込処理ができます。  
事業主さまの口座から従業員さまの口座に、一括して振込を行います。

 がんばろう信州

新型コロナウイルスの感染拡大による必要な資金等は  
けんしんBANKへご相談ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により  
事業に影響を受けたか、もしくは受ける  
恐れがある法人・個人事業主さまからの  
経営相談や、必要な資金のお借入れお  
よび貸付条件の変更のお申込み等に対  
応するため「新型コロナウイルスに係る  
相談窓口」を設置しております。

#### ●受付方法・受付時間

窓口でのご相談	最寄りの営業店へのご来店によるご相談 ■月～水、および金曜日/午前9:00～午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00～午後7:00
電話でのご相談	①最寄りの営業店へのご相談 ■月～水、および金曜日/午前9:00～午後5:00 ■木曜日(いろいろ相談会開催)/午前9:00～午後7:00 ②専用ダイヤルへのご相談 ■平日/午前9:00～午後5:00 Tel (026) 233-5603

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

 けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2020

4

No.521

- 2 **特集1**  
伝統的工芸品魅力アップ・  
創造事業成果報告
- 10 **特集2**  
令和元年の長野県内における  
労働災害発生状況
- 16 **中央会インフォメーション**
- 18 **全中インフォメーション**
- 19 **市町村のイチオシ!**  
大鹿村
- 20 **好機逸すべからず**  
株式会社中信高周波（松本市）  
株式会社なかひら農場（松川町）
- 22 **街の法律家 行政書士に聞く**  
「外国人労働者受け入れの現状と  
今後の課題」



〈表紙写真〉大鹿歌舞伎

大鹿村の地芝居「大鹿歌舞伎」は、村民全員が歌舞伎保存会の会員になっていて、村全体で保存活動に取り組んでいます。

子供の頃から歌舞伎に親しんで欲しい為と、後継者の育成の一つとして学校でも取り組んでいます。小学4年生は、公民館活動の一つである「クラブ発表会」にて、中学校では、中学校の文化祭である「大鹿祭」にて毎年歌舞伎を公演していて、公演に向けて日々練習しています。

村歌舞伎の定期公演は年2回行っていて、春は5月3日に、秋は10月第3日曜日に公演しています。公演当日は、県内外の方々およそ1,000人が神社境内にお越し下さり、「ろくべん」をつつきながらご観覧されます。

地芝居で唯一国の重要無形民俗文化財に指定された「大鹿歌舞伎」を、一度ご堪能してみてください。

特集1 平成31年度

# 伝統的工芸品産業魅力アップ・創造事業 ～4年間のまとめ～

## ～ブランド力の強化と産地技術の伝承を図る～

長野県中小企業団体中央会は、長野県と「平成31年度 伝統的工芸品産業魅力アップ・創造事業」の委託契約を締結し、県内の伝統的工芸品のブランド力の強化と産地技術の伝承を図るため、平成31年4月から令和2年3月まで様々な事業に取り組んできました。伝統的工芸品の産地が抱える課題としては、販路の確保・拡大、後継者の育成といえる中、その解決の一助とするべく、1年間取り組んできた支援事業についてご紹介します。

また、平成28年度から4年間取り組んできた伝統的工芸品産業魅力アップ・創造事業の全体像についてまとめてみました。

### 産地活性化プロジェクト

対象：木曾漆器 信州からまつ家具 信州紬 栄村つぐら など

#### ■木曾漆器 活性化への取り組み

木曾漆器のデザイン力・ブランド力向上を図るため、木曾漆器工業協同組合青年部、筑波大学、長野県、塩尻市と当会が連携して事業に取り組み4年目を迎えた。今年度取り組んだ主な事業内容は次のとおりである。

##### 1. 木曾漆器ブランドの構築

平成30年度作成した「木曾漆器の箸」プロモーション用動画（1分）につづき、「木曾漆器」プロモーション用動画（5分）の撮影と編集を実施した。平成30年度に制作した箸ができるまでの過程動画をベースに、曲げ物の作業工程・下地塗り・研ぎなどを追加した5分バージョンの動画である。この動画は、外部に発信するという目的の他、木曾漆器産地に関わる方々に対しても、豊かな自然環境・森林資源を背景として産業化してきた木曾漆器のルーツを再認識する機会となることを目指した。

##### 2. 木曾漆器の新たなデザイン開発

木曾ヒノキ、スリ漆仕上げの箸を商品化するに

あたり、サンプルを制作した。木曾平沢で作られてきた挽き曲げ技法による角メンパをイメージしたパッケージデザイン・販促用の箱も制作した。

##### 3. 平沢マップ作成、HPの構築

情報発信の一環として木曾平沢の漆器街マップを作成した。また、情報発信を強化するためホームページの構築を行った。これまでの成果物（2種類のプロモーション動画、木曾平沢マップ、青年部インタビュー記事、「かしだしっき」冊子など）をホームページ上で閲覧することができるように作成。箸のパッケージから誘導できるようなシステムとした。



## ■信州からまつ家具 活性化の取り組み

昨年11月30日(土)・12月1日(日)に実施した。テーマは、「からまつ材の鉋削り実演・体験」。専門家は、株式会社やまとわの代表取締役の中村博氏。

## ■信州竹細工、あけび蔓細工、栄村つぐら、内山紙 活性化の取り組み

3月6日(金)・3月7日(土)に実施した。テーマは、「新たなデザイン、新たな販路の方向について」。専門家は、プロダクトデザイナーの八木沼修氏。

## ■信州紬 活性化の取り組み

2月14日(金)に実施した。テーマは、「信州紬のレベルアップ・販路開拓・ものづくりについて」。専門家は、デザイナーの辰野しずか氏とuraku 石崎由子氏。

## ■オリ・パラ ライセンス商品化の支援

東京2020オリンピック・パラリンピックのライセンス商品化に取り組む企業の試作品製作について補助事業を実施した。

- ◇木曾漆器工業協同組合 組合員企業 4社
- ◇飯田水引協同組合 組合員企業 1社

## 後継者育成・確保 技術伝承講習会

### ■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保を図るために講習会が開催された。対象としたのは経済産業大臣指定7品目のうち「木曾漆器」「内山紙」、長野県知事指定21品目のうち「長野県農民美術」「信州竹細工(須賀川)」「信州竹細工(戸隠中社)」「小沼箒」。



## 各産地の技術

### ■信州竹細工 (須賀川竹細工振興会)

- ・回数 7回
- ・内容 須賀川竹細工製作技術の伝承
- ・参加者 10名

### ■長野県農民美術 (長野県農民美術連合会)

- ・回数 5回
- ・内容 こっぴ人形技能伝承講習会
- ・参加者 25名

### ■木曾漆器 (木曾漆器工業協同組合)

- ・回数 5回
- ・内容 曲げ物技術講習会
- ・参加者 19名

### ■小沼箒 (小沼ほうき振興会)

- ・回数 3回
- ・内容 小沼ほうき製作技術の伝承
- ・参加者 9名

### ■内山紙 (内山紙協同組合)

- ・回数 8回
- ・内容 手漉き内山障子紙の伝統技術の伝承
- ・参加者 5名

### ■信州竹細工 (戸隠中社竹細工生産組合)

- ・回数 5回
- ・内容 戸隠竹細工製作技術の伝承
- ・参加者 8名

## 商品開発・販路開拓 銀座NAGANO・伝統工芸品展など

### ■銀座NAGANO展示会

信州をつなぐ長野県の首都圏情報発信拠点として東京銀座にオープンした銀座NAGANOにおいて、首都圏の消費者に向けて伝統的工芸品の情報発信・PRを行うため、展示販売・実演・体験等のイベントを実施した。

### ◆ワークショップ・展示販売会

昨年の7月19日(金)・20日(土)に開催。メインテーマは、「信州の伝統的工芸品の魅力に触れる～『飯田水引の製作体験』と『あけび蔓細工の小物入製作体験』～」。長野県下伊那、飯田地方で江戸時代から伝え続けられてきた伝統工芸であり、金封、結納品飾り、正月飾り、民芸品、元結等の様々な製品が作られてきている飯田水引の職人による製作体験と、長野県北信地域の野沢温泉周辺において江戸時代後期から付近の野山に産するあけびの蔓を使用して玩具や籠などの日用雑貨が作られてきたあけび蔓細工の職人による組編み技術を活用した製作体験を行った。また、信州の伝統的工芸品の飯田水引の商品とあけび蔓細工の商品の展示販売も行い、信州の伝統的工芸品に触れる機会を設けた。

#### 【職人によるワークショップ】

##### ●飯田水引（講師、内容）

飯田水引(協) 理事長 岩原 克典氏  
専務理事 関島 正浩氏

- ・梅結び箸置き製作体験 8名
- ・ピアス・イヤリングの製作体験 9名
- ・ネコのブローチ製作体験 11名

##### ●あけび蔓細工（講師、内容）

アケビ屋本店 代表 池田 良子氏

- ・組編み製作体験 18名

### ■飯山仏壇通りポスター総選挙による集客プロモーション事業への支援

昨年11月1日(金)から12月15日(日)まで飯山仏壇の販路拡大をねらい、また、集客を図るため「飯山仏壇通り」において仏壇店オリジナルポスターコンテスト等の実施に対して支援した。

### ■第35回長野県伝統工芸品展

1月15日(水)から21日(火)まで7日間、松本市「井上百貨店 本店7階大ホール」において第35回の長野県伝統工芸品展が開催された。今回のテーマは、「信州の伝統工芸と出会う」。①木曾漆器（代表的技法の工程の一部）、②南木曾ろくろ細工（製品の手挽き）、③信州紬（柄の紬織り）については、日頃、この場所では見ることができない本格的な実演を土日に実施した。

昨年3月に新たに長野県伝統的工芸品の指定を受けた3産地のうち「小沼箒」「信州組子細工」も新たに出展。平日には松本市近隣の小学校の児童による伝統的工芸品に関する「ワークショップ」を実施、土日の各産地の「ワークショップ」については小学生は体験料を無料とした。

### ■新パンフレット等の作成



昨年3月に新たに長野県伝統的工芸品の指定を受けた「小沼箒」「長野県手作り打上花火」「信州組子細工」の各産地別のパンフレット、新3産地掲載の新総合パンフレット（冊子を含む）の作成および、タペストリーを製作した。

# 伝統的工芸品産業魅力アップ・創造事業 4年間の活動実績 まとめ

## 産地活性化プロジェクトの事業実績 4年間

### 1. 木曾漆器

木曾漆器のデザイン力・ブランド力向上を図るため、木曾漆器工業協同組合青年部、筑波大学、長野県、塩尻市と当会が連携、①プロジェクト推進体制の構築、②空き家の活用、改修による活動拠点の整備、③若手作家の招聘による創作活動と移住交流促進、④筑波大学学生との共同による新たな木曾漆器ブランドの構築、⑤「器の蔵」器と食のコラボによる情報発信等に取り組んだ。主な取り組みは次のとおり。

#### 《ブランドの構築》

◇木曾地域の山林資源を用いた素の器である「かしだしっき」を製作した。

◇「木曾漆器の箸」プロモーション用動画、「木曾漆器」プロモーション用動画の制作。

#### 《デザインの開発》

◇木曾ヒノキ、スリ漆仕上げの箸を商品化、パッケージデザイン・販促用の箱も制作した。

#### 《器の蔵の実施》

◇「かしだしっき」を活用して漆器の使いやすさ・魅力等をPRした。

#### 《空き家の活用》

◇木曾平沢の街なかに青年部の活動・交流拠点として「二四重 URUSHI ART SPACE」を設置。

#### 《アーティスト・イン・レジデンスの実施》

◇木曾平沢に滞在しながらの作品制作を行ってもらった。

- ・現代美術家 佐藤香氏 約2カ月間
- ・筑波大学生 約2週間

### 2. その他の産地

各産地の抱える問題点、課題等を解決するために専門家を派遣、次の産地について専門指導の実施、研修会の開催等が行われた。

① 南木曾ろくろ細工 H28 年4回

② 信州紬 H29 年3回  
H31 年1回

③ 信州からまつ家具 H29 年3回  
H30 年1回  
H31 年1回

④ 信州打刃物 H29 年1回  
H30 年2回

⑤ 軽井沢彫 H29 年1回

⑥ 信州竹細工、あけび蔓細工  
栄村つぐら、内山紙 H31 年1回

### 3. ライセンス商品化への取り組み

東京2020オリンピック・パラリンピックのライセンス商品化に取り組む企業の試作品製作について補助事業を実施した。

① 木曾漆器 4社 対象：7商品

② 飯田水引 1社 対象：1商品

## 技術伝承講習会の開催実績 4年間

各産地において、伝統工芸士、卓越技能者などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や多様な担い手の確保を図るため、①伝統技術・技法の実技講習、②材料・技術・工程の講義、基礎的技術の実習を行った。

経済産業大臣指定7品目のうち「木曾漆器」「内山紙」「信州打刃物」の3産地、長野県知事指定21品目のうち「曲物」「長野県農民美術」「信州竹細工(須賀川)」「信州竹細工(戸隠中社)」「信州手描友禅」「栄村つぐら」「小沼箒」の7産地を対象に実施した。

### 伝統的工芸品の後継者に対する技術伝承事業 (4年間)

(実施：回、参加者人数：人)

	産地名 (対象団体名)	H28		H29		H30		H31		4年間 合計	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1	木曾漆器 (木曾漆器工業協)			5	16	6	22	5	19	16	57
2	内山紙 (内山紙協)	9	3	8	3	8	4	8	5	33	15
3	信州打刃物 (信州打刃物工業協)	12	7	10	5	10	4			32	16
4	曲物 (奈良井曲物組合 ほか)	5	25							5	25
5	長野県農民美術 (長野県農民美術連合会)	32	45	7	31	6	24	5	25	50	125
6	信州竹細工 (須賀川竹細工振興会)	12	10	12	10	12	10	7	10	43	40
7	信州竹細工 (戸隠中社竹細工生産組合)	5	9	5	10	5	8	5	8	20	35
8	信州手描友禅 (長野県手描友禅染匠組合)	2	11							2	11
9	栄村つぐら (栄村つぐら振興会)	9	8	7	12					16	20
10	小沼箒 (小沼ほうき振興会)							3	9	3	9
	合計	86	118	54	87	47	72	33	76	220	353

## 商品開発・販路開拓の開催実績 4年間

### 1. 銀座NAGANO展示会

東京と信州をつなぐ長野県の首都圏情報発信拠点であり、新感覚アンテナショップの銀座NAGANOで伝統的工芸品に関するセミナー、実演、ワークショップ、展示販売を行った。

「木曾漆器」「飯山仏壇」「信州からまつ家具」「松代焼」「長野県農民美術」「内山紙」「信州紬」「飯田水引」「あけび蔓細工」の9産地を対象に実施した。

### 銀座NAGANOの活用実績（4年間）

年度	日程	内容		対象産地	参加者数
H28	第1回 6月17日 ～18日	セミナー	木曾漆器と暮らす	木曾漆器	20名
		ワークショップ	木曾堆朱の研ぎ出し体験	木曾漆器	18名
	第2回 9月8日 ～9日	セミナー	飯山仏壇の取り組みとお仏壇供養祭	飯山仏壇	7名
		ワークショップ	①金具を使ったアクセサリ制作体験 ②蒔絵で手鏡の制作体験	飯山仏壇	24名
	第3回 2月24日 ～25日	セミナー①	信州からまつ家具づくり	信州からまつ家具	17名
		セミナー②	松代焼復活50年、県知事指定へ	松代焼	14名
		セミナー③	こっぱ人形の魅力と技術伝承事業	長野県農民美術	15名
		ワークショップ①	ミニ黒板づくり	信州からまつ家具	8名
		ワークショップ②	湯飲又は茶碗の作陶体験	松代焼	16名
		ワークショップ③	こっぱ人形をつくろう体験	長野県農民美術	5名
H29	第1回 7月21日 ～22日	ワークショップ①	①紙漉体験(はがき) ②和紙のうちわ作り	内山紙	37名
		ワークショップ②	ブローチへの蒔絵体験	木曾漆器	2名
H30	第1回 7月20日 ～21日	ワークショップ	①myシルクハンカチ制作 ②手織り機による手織り体験	信州紬	27名
H31	第1回 7月19日 ～20日	ワークショップ①	①梅結び箸置き制作体験 ②ピアス・イヤリングの制作体験 ③ネコのブローチ制作体験	飯田水引	28名
		ワークショップ②	組編み制作体験(小物入れ作り)	あけび蔓細工	18名

## 2. その他の展示会出展等

その他の主な展示会出展は、「長野県伝統工芸品展」(4年間)、「アリオ上田展示販売会」(H28)、「東京インターナショナルギフトショー」(H28、H29)、「rooms」(H28)、「信州の伝統的工芸品展示・販売会in名古屋」(H29)、「第69回中小企業団体全国大会」(H29)などであった。

### その他の主な展示会出展実績 (4年間)

年度	展示会等名称	日程	場所	内容	参加者数 入場者数
H28	地産地消に向けた伝統的工芸品展示・商談会	6月1日	長野市 「ホテル国際21」	木曾漆器、南木曾ろくろ細工、長野県農民美術、松代焼等の展示	約120名
	第67回全国植樹祭式典会場内おもてなし広場出展	6月5日	長野市 「エムウェーブ」	木曾漆器、南木曾ろくろ細工、長野県農民美術、木曾材木工芸品等の展示販売	5,702名
	G7長野県・軽井沢交通大臣会合における展示会	9月23日～25日	軽井沢町 「軽井沢プリンスホテルウエスト」	木曾漆器、信州紬、南木曾ろくろ細工、飯田水引、軽井沢彫等の展示	-
	アリオ上田展示販売会	11月11日～16日	上田市 「アリオ上田」	「こっぱ人形ってナンダ」トークショー	約70名
				信州紬ファッションショー	約250名
				ワークショップ(信州竹細工、内山紙、信州紬、木曾漆器、飯山仏壇、信州手描友禅)	248名
	第32回長野県伝統工芸品展	1月25日～31日	松本市 「井上百貨店」	①ワークショップの小学校体験 ②土日の伝統工芸品の製作体験	①283名 ②237名
東京インターナショナルギフトショー	2月8日～10日	東京都 「東京ビッグサイト」	信州竹細工(戸隠中社)、栄村つぐら、あけび蔓細工の展示商談	約20万名	
rooms 34	2月15日～17日	東京都 「国立代々木競技場体育館」	①信州紬(ナガノハンドシルク協) ②飯山仏壇(榊藤澤詩絵)の展示商談	約19,000名	
H29	長野県の伝統工芸品・手仕事展	5月27日～29日	松本市 「中町・蔵シック館」	木曾漆器、信州紬、飯山仏壇、松本家具、内山紙、南木曾ろくろ細工、信州打刃物等の展示	1,542名
	木曾漆器・奈良井宿祭 信州の伝統的工芸品展	6月2日～4日	塩尻市 「榎川公民館」	信州紬、信州竹細工、信州手描友禅、秋山木鉢、信州からまつ家具等の展示販売	約500名
	大人の文化祭でのワークショップ	6月17日～18日	長野市 「エムウェーブ」	信州手描友禅、松代焼、内山紙、信州からまつ家具、飯山仏壇のワークショップ	約31,900名
	東京駅訪日旅行センター展示	7月1日～9月30日	東京都 「東京駅訪日旅行センター」	木曾漆器、お六櫛、長野県農民美術、飯田水引、栄村つぐらの展示	-
	信州の伝統的工芸品展示・販売会in名古屋	9月21日～23日	名古屋市 「中日ビル」	①17産地の展示販売 ②松代焼、信州からまつ家具のワークショップ	約200名
	第69回中小企業団体全国大会	10月26日	松本市 「キッセイ文化ホール」	松本家具、松本・塩尻の伝統工芸品等の展示販売	約2,500名
	自治体国際化協会北京事務所開設20周年記念式典展示	10月31日	中国北京市 「中国大飯店」	木曾漆器、飯山仏壇、飯田水引の展示	-
	第33回長野県伝統工芸品展	1月24日～30日	松本市 「井上百貨店」	①ワークショップの小学校体験 ②土日の伝統工芸品の製作体験	①249名 ②375名
東京インターナショナルギフトショー	2月7日～9日	東京都 「東京ビッグサイト」	信州紬(長野県織物工業組合、ナガノハンドシルク協)	約17万名	
H30	長野県の伝統的工芸品展	10月28日	松本市 「信毎メディアガーデン」	木曾漆器、内山紙、飯山仏壇のワークショップ	31名
	第34回長野県伝統工芸品展	1月16日～22日	松本市 「井上百貨店」	①ワークショップの小学校体験 ②土日の伝統工芸品の製作体験	①238名 ②273名
H31	飯山仏壇通り総選挙による集客プロモーション事業	11月1日～12月15日	飯山市 「仏壇通り」等	仏壇店オリジナルポスターコンテスト	105名
	第35回長野県伝統工芸品展	1月15日～21日	松本市 「井上百貨店」	①ワークショップの小学校体験 ②土日の伝統工芸品の製作体験	①174名 ②432名

## 伝統工芸品コーディネータの活動実績 4年間

上田友彦コーディネータ（4年間）、臼井信幸コーディネータ（4年間）、西村克之コーディネータ（2年間）、遠藤昌之コーディネータ（1年間）、三村温子コーディネータ（4年間）、佐藤浩コーディネータ（2年間）の6名のコーディネータにそれぞれの得意分野を活かしたコーディネート活動を行ってもらった。4年間で延べ活動日数が1,438日、1,874件の産地への訪問相談業務、展示会等への補助に取り組んでもらった。

### 伝統工芸品コーディネータ活動実績(4年間)

	コーディネータの人数(コーディネータ名)	活動日数(日)	産地訪問回数(件)
H28	5名(上田氏、臼井氏、西村氏、遠藤氏、三村氏)	418	513
H29	4名(上田氏、臼井氏、西村氏、三村氏)	374	499
H30	4名(上田氏、臼井氏、三村氏、佐藤氏)	318	417
H31	4名(上田氏、臼井氏、三村氏、佐藤氏)	328	445
	合 計	1,438	1,874

## ■まとめ

長野県内の伝統的工芸品の産地が抱える共通の大きな課題は「販路拡大」と「技術伝承」の2つである。「販路拡大」については、基本的には伝統的工芸品は手作りであり、大量生産できるものではないため、利益を得るには安値ではなく適正価格で販売することが肝要である。「技術伝承」については、後継者の技術習得には時間がかかるため、販売が伸び悩む中、職人として一人前になるためには長期間にわたる人件費の確保が必要となってくる。どちらも、簡単には解決せず、時間をかけて取り組むことが大切である。中央会としては、次年度以降も、様々な中小企業施策等を活用しつつ、継続的な支援を行っていく予定である。



特集2

# 令和元年の長野県内における労働災害発生状況 ～死傷者数は過去10年で最多の平成30年に引き続き高水準～

長野労働局労働基準部 健康安全課

長野労働局では、令和元年の長野県内における労働災害発生状況をとりまとめ、2月28日（金）に公表するとともに、その結果が非常に憂慮すべきものであったことから、3月5日（木）に、長野県中小企業団体中央会を含む35団体に対して、労働災害防止対策の徹底を要請させていただきました。

この記事では、令和元年の労働災害発生状況と必要な労働災害防止対策について、お話しさせていただきます。この機会に、記事を踏まえて、会社内の対策について再確認していただけるとありがたいと思います。

## 1 集計結果概要

### (1) 全体の傾向

休業4日以上死傷者数（以下では単に「死傷者数」といいます。）は2,107人となりました。この数字は平成30年（前年）の2,120人と同水準の結果でしたが、平成30年は、

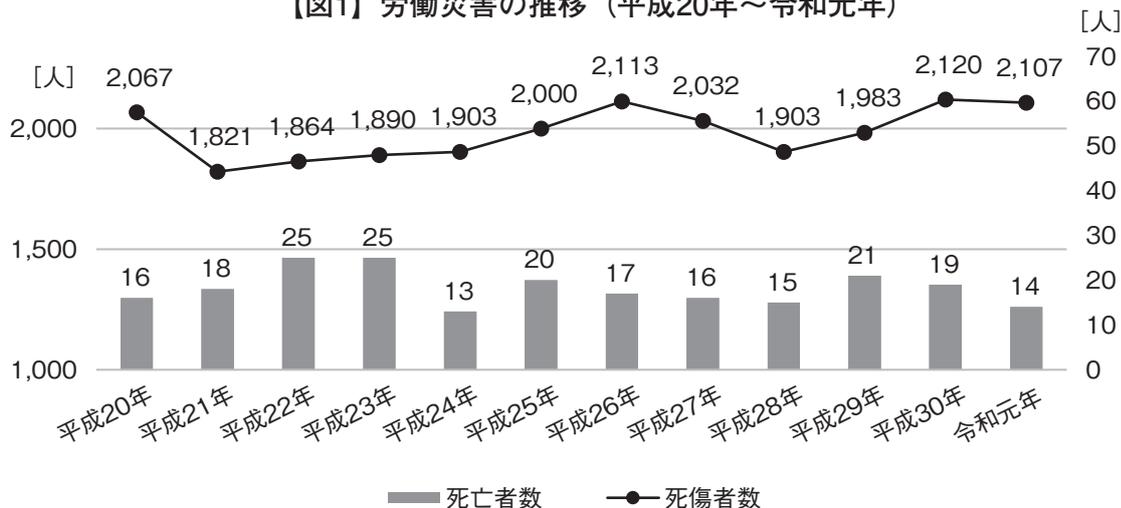
- ・死傷者数が過去10年で最多
- ・死傷者数の対前年増加率が過去30年で2番目という、非常に災害の多い年だったことを踏まえると、非常に憂慮すべき状況が続いていると

いえます。

また、死亡者数は平成30年から5人減少して14人となりました。数字だけ見ると、過去2番目に少ない結果でしたが、依然として多くの方が労働災害によって命を落としているということを確認しておかなければなりません。

なお、経年変化で見た場合、長野県の状況は全国的な状況とほぼ同様で、死傷者数は若干増加傾向、死亡者数は横ばいから減少傾向にあります（【図1】）。

【図1】労働災害の推移（平成20年～令和元年）



### (2) 業種別の傾向

死傷者数の傾向を業種別に見ると、大分類ではその他の業種（サービス業等）が1,014人と最多で、平成30年から16人増加しています。また、中期的には、運輸業が、その他の業種（サービス業等）と同様に増加しています。運輸業にお

ける令和元年の死傷者数は232人でしたが、平成25年から29年の過去5年の平均が約193人なので、そこから約20%増加しています。

さらに、細かい業種分類で見ると、卸売・小売業（死傷者数307人）、食料品製造業（同210人）、保健衛生業（同187人）などの業種が全死傷

者数のうち高い割合を占めています（【表1】）。これらの業種については、単純に就業人口が多いために労働災害が多いという見方がありますが、業種ごとに労働災害の発生率も異なっています。参考までに、いくつかの業種について概算値を付しています（【表2】）が、自身の業種は死傷者数が多い（又は少ない）と単純に見るのではなく、それぞれの業務に内在する危険・有害性を把握し、対策をすることが重要です。

【表1】令和元年業種別労働災害発生状況

業種	死傷者数	対前年増減
<b>製造業</b>		
食料品製造業	210	12
繊維・繊維製品製造業	3	0
木材・木製品、家具・装備品製造業	18	▲7
パルプ・紙・紙加工品製造、印刷製本業	16	4
化学工業	24	2
窯業・土石製品製造業	16	▲5
鉄鋼・非鉄金属製造業	13	▲2
金属製品製造業	73	1
一般機械器具製造業	51	▲6
電気機械器具製造業	52	0
輸送用機械器具製造業	26	▲5
電気・ガス・水道業	3	▲1
その他製造業	29	▲7
小計	534	▲14
<b>鉱業</b>	10	2
<b>建設業</b>		
土木工事業	94	15
建築工事業	146	▲20
内装(木造家屋建築工事業)	52	▲2
その他建設業	39	5
小計	279	0
<b>運輸業</b>		
道路貨物運送業	168	▲14
その他運輸交通業	59	▲3
陸上貨物取扱業	5	2
小計	232	▲15
<b>林業</b>	38	▲2
<b>その他の事業</b>		
卸売・小売業	307	18
保健衛生業	187	▲38
旅館その他の宿泊所の事業	81	2
ゴルフ場の事業	10	▲1
ビルメンテナンス業	40	▲3
警備業	17	▲6
その他	372	44
小計	1,014	16
<b>合計</b>	<b>2,107</b>	<b>▲13</b>

【表2】業種別労働災害発生率(一部のみ)

業種	従業者数(人)	死傷者数(人)	災害発生率(%)
製造業	238,900	534	2.24
建設業	79,700	279	3.50
運輸業	39,700	232	5.84
卸売・小売業	152,100	307	2.02
保健衛生業	135,800	187	1.38

※ 総務省・平成29年就業構造基本統計調査中の産業別有職者数から算出しており、母数や業種分類が完全に一致するものではないため、あくまで概算値となります。

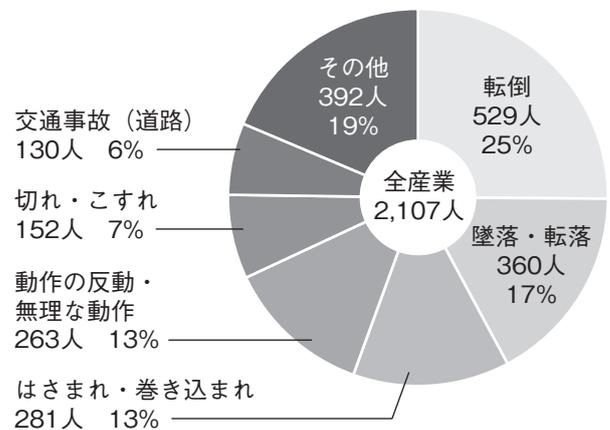
### (3) 災害の型別の傾向

死傷者数の傾向を災害の型別に見ると、最も多いのは転倒で529人（構成率25.1%）、次いで墜落・転落で360人（同17.1%）、はさまれ・巻き込まれで281人（13.3%）となっています。この「転倒災害が全体の4分の1以上を占める」傾向は長らく定着しているものであり、今後も当面は続いていくものと予想されます。転倒災害はどの業種においても発生している災害ですが、特に長野県では冬季の積雪・凍結によるものが多くなっており、特段の注意が必要となります。

墜落・転落災害は建設業（はしご等からの墜落）や運輸業（トラックの荷台からの墜落）で、はさまれ・巻き込まれ災害は製造業（機械への巻き込まれ等）で特に多くなっていますが、こちらも自身の事業場ではどのような災害が発生しやすい状況になるかをあらかじめ検討して、対策を講じていくことが重要になります。

なお、全体の配分としては下図（【図2】）のとおりになっていて、上記のほかでは、動作の反動・無理な動作（主に突発性の腰痛）や切れ・こすれといった災害が多くなっています。

【図2】事故の型別死傷者数



### (4) 労働災害発生原因の傾向

労働災害の発生状況については、各労働基準監督署に提出される「労働者死傷病報告書」をもって把握・集計を行っており、この報告書には、労働災害の発生日時、場所、被災者の年齢や性別、当該労働災害発生に至る概要などが記載されています。そこで、この報告書から読み取れる労働災害発生の原因の傾向を調べてみると、法令に違反して危険・有害な作業を行っているものを除いて、主に次のようになっています。

- ① 安全衛生教育が不十分
- ② 高年齢労働者の労働災害が多い
- ②については、後の項目2で詳しく触れさせていただくこととして、①についてお話します。

労働安全衛生法では、

- a. 労働者を雇い入れたとき
- b. 労働者が特定の危険・有害業務に就くとき
- c. 労働者が特定の業務の職長に就くとき

において、事業者は当該労働者に対して必要な教育（この内容も法令で指定されています。）を実施しなければならないこととされています。ただ、労働者死傷病報告書で災害の概要等を見ても、その教育で教えるべきことが実際の業務中に徹底されていないものなどが多く見受けられます。具体的な対策は後の項目3においてお話しますが、特に重篤な労働災害を防止するためには、危険・有害な行動を就業中に行かせないことが最も重要なため、これらの教育を徹底することが必要となります。

さらに令和元年に発生した死亡災害(14人)の7割に当たる10人が高年齢労働者であるなど、高年齢労働者の労働災害防止が急務となっています。

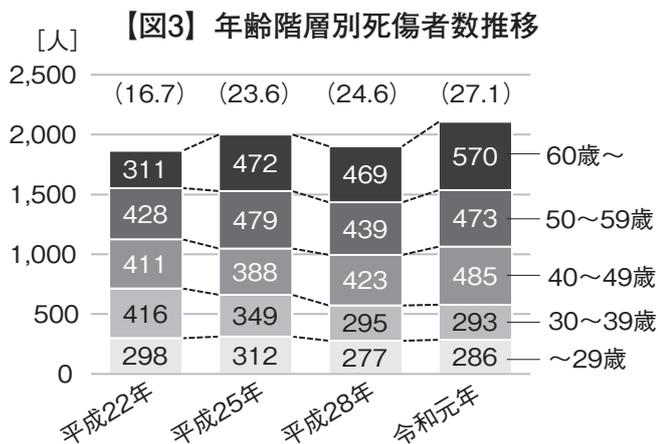
また、高年齢労働者の労働災害について、その型を見てみると、転倒231人(40.5%)、墜落・転落104人(18.2%)となっており、【図2】の全死傷者数における型別割合と比較すると、これらの型が占める割合が高くなっており、身体機能の低下を背景とした事故が多くなることを示しています。特に墜落・転落については、死傷者数に占める割合は大差ないものですが、死亡者数については、高年齢労働者の死亡者数10人のうち5人を占めています。そもそも高年齢労働者が増加していることが主たる増加要因とはなりますが、20代後半と60代後半の災害発生率を比較すると、男性で約2倍、女性で約5倍になるというデータ（2018年労働力調査からの算出）もあり、高年齢労働者を雇用する事業場では、特に留意いただければと思います。

## 2 労働災害発生状況の特徴的傾向

次に、令和元年の労働災害発生状況の傾向における、特徴的なものについて触れさせていただきます。

### (1) 高年齢労働者の労働災害

全国的にも同様の傾向ですが、長野県内では高年齢労働者（ここでは60歳以上の労働者を言います。）の労働災害が中長期的に増加傾向にあります。下に年齢階層別死傷者数推移を掲載しますが（【図3】）、ここ10年ほどで、死傷者数に占める高年齢労働者の割合が約10%上昇しています。



※ 棒グラフ上の括弧内の数字は、当該年の全死傷者数に占める60歳以上の者の割合

### (2) 外国人労働者の労働災害

外国人労働者の労働災害も、近年増加傾向にあります。こちらについても、全国と同様の傾向となっていますが、近年の外国人労働者の増加が主たる要因となります。下に外国人労働者の死傷者数推移（【図4】）と業種別外国人労働者の死傷者数（【表3】）を掲載しますが、近年特に増加の傾向が顕著であり、また、特に多い業種は製造業であることが読み取れます。

外国人労働者の労働災害は、全体に占める割合で言えば少ないですが、言語や文化の違いなどもあるため、特別の対策が必要となることもあります。また、災害発生率を見ても、外国人は日本人の約1.5倍被災しやすい傾向となっており（長野労働局調べ）、外国人労働者を雇用する事業場では留意していただく必要があります。

【図4】 外国人労働者の死傷者数推移



【表3】業種別外国人労働者の死傷者数(令和元年)

業 種		死傷者数	業 種	死傷者数
製造業	食料品製造業	14	建設業農業	6
	金属製品製造業	11	農業	5
	鉄鋼業	3	卸売・小売業	3
	機械器具製造業	3	旅館業・飲食店	5
	その他製造業	7	その他の業種	6

### (3) 事業場規模別の労働災害

事業場規模別に労働災害の発生状況を見ると、規模が小さい事業場で特に多く発生していることが見て取れます(【表4】)。県内の労働災害の6割以上は労働者数が50人未満の事業場で発生しており、特に死亡災害に至っては、14人中13人が労働者数50人未満の事業場における発生となっています。労働安全衛生法における義務事項は、事業場の規模によって適用がないものが一部あり、そのために小規模事業場においては労働災害防止対策に取り組む体制が十分でない可能性が考えられます。

【表4】事業場規模別労働災害発生状況

	9人以下	10~49人	50~299人	300人以上	不 明
①	415	903	665	119	5
②	(19.7%)	(42.9%)	(31.6%)	(5.6%)	(0.2%)
③	[19.7%]	[62.6%]	[94.1%]	[99.8%]	[100%]
④	4	9	1	0	0

※ ①：死傷者数、②：単独割合、③：累計割合、④：死亡者数

## 3 事業場における労働災害防止対策

### (1) 企業トップによる取り組み

冒頭にお話しした要請書の中でもお願いしているところですが、企業のトップにおかれては、

- ① 第三次産業も含めた全産業において転倒災害や墜落・転落災害が多数発生していること
- ② 高齢者や外国人の労働災害が増加傾向にあること

等の状況を認識した上で、自ら関わる形で、

- ① 企業内での労働災害防止に向けた方針表明
- ② 設備・体制等の再確認、安全衛生教育の推進等についての指示

を行っていただければと思います。企業内の安全衛生対策を現場任せにするか、トップが方針を表明するなどの一定の関心を持って対応するかで、その効果は大きく変わってきますので、是非、企業トップ自ら音頭を取って、安全衛生対策に取り組んでいただきたいと思います。

### (2) 事業場内の担当者による取り組み

左の(1)のとおり企業トップからの指示を受けた場合は、その対策を講じることはもちろんのこと、

- ① 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(令和元年度中に公表、長野労働局HPに掲載予定)などを用いた高齢労働者の労働災害防止対策
  - ② 外国人向け安全衛生教育テキスト、マニュアル(長野労働局HPに掲載中)を用いた教育
  - ③ 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底
  - ④ 危険・有害な作業や場所の再確認
- など、特に労働災害発生率が高いと思われる部分への対策に取り組んでいただければと思います。

## 4 安全衛生対策の必要性

最後に、企業にとって「なぜ安全衛生対策が必要か」という点について、お話しさせていただきます。

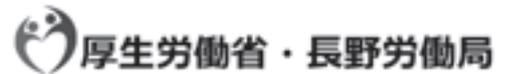
(近年崩壊しつつあるとも言われていますが、)企業では、最初に採用した社員を育成し、その後中長期的に成果を出してもらい、利益回収するという構図を取ることが多いと思われます。つまり、企業にとって、社員は投資した財産であり、見込んだ成果を出してもらうことが企業運営において必須となります。

しかし、労働災害や健康障害といった問題を抱えると、見込んでいた成果を出してもらえなくなることがあります。近年、健康経営の分野では「プレゼンティーイズム損失」という考え方が多く引用されていますが、簡単に言うと、心身に不調を抱えた状態では、100%のアウトプットはもちろん、場合によっては給与に見合った働きすら期待できなくなるというものです。さらに、社員が労働災害に被災して一定期間出勤できなくなれば、その間のアウトプットはゼロになります。このため、労働者の安全衛生確保は、企業利益追求の観点でも必要な対策と考えられるのです。

年度の切り替わりの多忙な時期と思いますが、新しい取り組みを始める契機でもあります。この機会に是非、自社の安全衛生対策の状況や今後の対策の必要性などについて、考えてみていただければ幸いです。

(問合先) 長野労働局労働基準部健康安全課  
電話番号：026-223-0554

事業主の皆さまへ



## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)**を取得させた**事業主に対する助成金制度を創設します!** \*詳細は右面をご参照ください

事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

### 【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(\*)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

\*各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

### 【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日までです。**

\*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

\*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

②お問い合わせについては、

**学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター** ※土日・祝日含む  
0120-60-3999 (受付時間: 9:00~21:00)

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター(厚生労働省の委託事業者)**に郵送(配達記録が残るもの)してください。(本社等の所在地により以下の4つに分かれます。)

・**関東地区** (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・**東北、関西、四国、中国地区**

(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・**北陸、中部、九州・沖縄地区**

(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 25階

・**北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援

検索



\* 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用してください。(印刷できない場合はコールセンターにご連絡ください。)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

\* 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご本人の方に電話等で問い合わせることはありません。

\* 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

### ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

#### ○「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

#### ○「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校(全ての部)
- ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

### ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した者
- ・発熱等の風邪症状がみられる者
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

### ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

### ④対象となる有給の休暇の範囲

#### ○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設(放課後児童クラブ等)：本来施設が利用可能な日

「(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

#### ○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

#### ○就業規則等における規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

#### ○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象となります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

#### ○労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

## 商工中金の危機対応業務

### ～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の皆さまへ～

株式会社商工組合中央金庫では「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業の皆さまからのご相談に対し、危機対応業務の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお応えいたします。

#### ○新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業向け制度)の概要

##### ～中小企業向け制度～

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率 (下限は日本公庫の基準金利。(2020年3月19日現在)1.11%(注))
利子補給(※1)	利子補給制度の詳細は、当金庫HPをご確認ください。
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：3億円以内

(※1) 利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2) 元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

#### ○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込み手続

##### 1 ご融資の相談の受付

- ・事業の状況、ご資金の必要事情などについてお話を伺います。

##### 2 お申込み

- ・お申込みに必要な書類をご提出いただきます。
- ・必要な書類一覧は、当金庫HPをご確認ください。

##### 3 商工中金での審査

- ・ご提出いただいた資料、面談時の情報をもとに、商工中金で審査を行います。
- ・必要に応じて、追加の資料をお願いする場合があります。

##### 4 ご融資

- ・審査の結果、ご融資が決まれば、ご契約の手続きをいたします。新規のお客様は、組合へ未所属の場合は加入手続き(下記、留意事項参照)、預金口座の開設手続も必要です。
- ・ご契約手続きを終えたのち、ご融資の資金を入金いたします。

#### ○制度融資ご利用に当たっての留意事項

- ・商工中金は、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています(未加入の場合はお申込時にご相談ください)。
- ・ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。
- ・審査には時間を要することがあります。また必要な書類の提出が必要です。あらかじめご了承ください。
- ・法的整理の開始や借入金の延滞等が生じたことのある方は、それらが解消されていても本制度の対象外となる場合があります。

○個別のご相談はお近くの商工中金本支店までご連絡ください。

商工中金ホームページ <https://www.shokochukin.co.jp>



## 令和2年度 支部総会日程

支部名	日程	時間	会場
北信支部	5月12日(火)	午後4時	中野市「魚がし」
松本支部	5月12日(火)	午後4時	松本市「ホテルモンターニュ松本」
佐久支部	5月12日(火)	午後3時30分	佐久市「ヴィーナスコート佐久平」
長野支部	5月13日(水)	午後4時	長野市「メルパーク長野」
大北支部	5月13日(水)	午後4時	大町市「中心市街地多目的ホール」
下伊那支部	5月13日(水)	午後4時	飯田市「シルクホテル」
上小支部	5月14日(木)	午後4時	上田市「ホテル祥園」
木曾支部	5月15日(金)	午後4時	木曾町「いわや」
上伊那支部	5月15日(金)	午後3時30分	伊那市「海老屋」
諏訪支部	5月18日(月)	午後3時30分	諏訪市「RAKO華乃井ホテル」

詳細につきましては、お送りする案内をご覧ください。

\*\*\*\*\*

## 人事異動のお知らせ

本会では、令和2年4月1日付で人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏名	新役職	旧役職
渡辺 義作	参事	連携支援部・部長
宮尾久美子	連携支援部・部長	連携支援部支援課・課長
梨田 貴之	連携支援部支援課・課長	中信事務所・副所長
河西 崇吉	中信事務所・副所長	南信事務所・副所長
丸山 祥司	南信事務所・副所長	中信事務所・主査
楯 直之	南信事務所・副所長	南信事務所・主幹
新開 裕紀	連携開発部開発課・主幹	連携開発部開発課・主査
荒川 歩美	中信事務所・主任	連携支援部支援課・主任
保尊 悟史	南信事務所・主任	南信事務所・主事
本間 崇久	連携支援部支援課・主事	新任
山内 浩	退職（令和2年3月31日付）	長野働き方改革推進支援センター・副センター長

## ●自由民主党「雇用問題調査会・中小企業・小規模事業者政策調査会 合同 育休のあり方検討PT」事業者ヒアリングにおいて意見陳述

伊藤光男埼玉県中央会会長(全国中央会理事、伊藤鉄工株式会社代表取締役)は3月10日、自由民主党本部において開催された「雇用問題調査会・中小企業・小規模事業者政策調査会 合同育休のあり方検討PT」(座長は木原誠二衆議院議員、事務局長は鈴木憲和衆議院議員)の事業者ヒアリングに出席し、今野彩子株式会社ユーメディア取締役等とともに、男性の育児休業を進めるにあたっての課題や政府に対する要望事項について、「男性中心の職場から女性活躍の職場への変革が求められるなか、作業環境の改善や重筋作業の軽減等を併せて考えていかなければならない。働き方改革への対応や人材不足での人材確保の難しさを抱えており、技能・技術をもった社員の代替が困難な業務や部署もあり、一挙に進めるのは時期尚早である。そのため、男性の育児休業を進めるにあたっては、①保育園・学童保育・ベビーシッター等の充実、②育休施設の増加、拡充、③ベビーシッター等を利用できない若年低所得者層への助成金、補助金の充実などの国や自治体の施策、事業が必要である」と意見陳述を行いました。



発言する伊藤埼玉県中央会会長

## ●首相官邸「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する 集中ヒアリング」において意見陳述

森会長は3月21日、総理大臣官邸において開催された「第3回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」に出席しました。

会合には、安倍総理をはじめ、西村経済再生担当大臣、麻生副総理・財務大臣・金融担当大臣、梶山経済産業大臣、菅内閣官房長官、岸田自民党政調会長等が出席し、中小企業団体からは、森全国中央会会長のほか、三村日本商工会議所会頭、森全国商工会連合会会長、辰野全国商店街振興組合連合会理事長等が出席し、各団体から意見陳述を行いました。

本会森会長からは、中小企業の現状と支援強化が必要として、「緊急的な対応として、第1に中小企業に現金を渡すために、令和2年度予算の早期成立と併せて令和元年度補正予算で措置された各種支援策の補助率の拡大、助成金・補助金の前倒しの支払い、応募要件の緩和、第2に資金繰り支援として、個人事業主を含めた事業者に特化した返済義務の生じない現金給付や直接消費を喚起する全国民への現金給付、セーフティネット保証4号5号・特別利子補給制度・危機関連保証の売上高減少基準の撤廃ないし緩和、売上・収益に拘わらず必ず支払いが発生する社会保険料や固定資産税等の一時的な減免及び法人税、消費税の納税猶予、第3に雇用調整助成金の支給期間の300日への拡大と助成割合4/5への拡大の全国一律の実施、第4に官公需適格組合への随意契約枠の創設と前倒し発注、第5に商店街組合に対する集客の促進支援」の5項目について、さらに、「中期的な視点から、①調達先分散化の投資など国内回帰に対する支援、②金銭債権担保など不動産を有しない中小企業の資金調達手段の拡充」の2項目を要望しました。

また、「過度な自粛ムードを払拭し、イベント集会等の再開可能な時期や条件を明確に示していただくとともに、今後、貸し渋り・貸しはがしが決して起こることのないよう、先行きに対する安心感を与えていただきたい」と訴えました。

最後に、安倍総理から、参加者からの発言を受けて、必要十分な思い切った巨大な経済政策をしていきたい、との発言がありました。



ヒアリングに出席する森会長



Oshika Village  
大鹿村



大鹿村は、長野県の南部下伊那郡の北東部に位置し、天竜川の支流小渋川の上流に位置します。日本列島を縦断する大断層「中央構造線」が村中心を貫き、東側は南北に延びる南アルプス連峰と西側の伊那山脈に囲まれた、人口1,000人足らずの村です。

また、江戸時代から300有余年の伝統ある地芝居「大鹿歌舞伎」の村でもあります。

大鹿さくら祭り

残雪の赤石岳を眺め、眼下には小渋川を見下ろすのどかな高台にある公園「大西公園」で、毎年「大鹿さくら祭り」を開催します。



昨年は大鹿村制130周年にあたり、記念イベントとして歴代の大鹿さくらの女王をお招きし、盛大にさくら祭りを開催することができました。

130種累計約3,000本の桜は、かつて大災害に見舞われ荒れ果てたこの大地に、追悼の念を込め、さくら守りたちが永い歳月を掛けて桜を育ててきました。毎年春には、桜一本一本に込めた想いが花開きます。

大鹿歌舞伎春の定期公演

江戸時代から大鹿村で伝承されてきた地芝居「大鹿歌舞伎」は、農村の最大の娯楽として幕



末から近代にかけて、ほぼ原形のまま今日まで伝承されています。昭和31年に大鹿歌舞伎保存会が発足し、大鹿歌舞伎のみに残る演目や演出を未来に向けて受け継いでいます。こうした村全体での取り組みが評価され、平成29年には、地芝居の分野では全国で初めて国重要無形民俗文化財に指定されました。

2011年には、故原田芳雄さんが主演した映画「大鹿村騒動記」の舞台となった地でもあります。



村内では、新緑の春（5月3日）と紅葉の秋（10月第3日曜日）の年2回定期公演を行っています。

塩泉

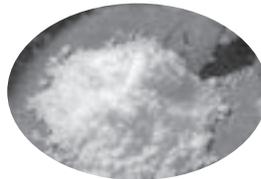
鹿塩温泉では、海水とほぼ同じ塩分濃度の塩泉が湧き出ています。強食塩水で湯質は優



しく滑らかなので、神経痛や婦人病に良く効きます。

標高750mの山中にありながらなぜ？

伝説によれば、<sup>たてみなかたのみこと</sup>建御名方命または、弘法大師の発見と伝えられています。一説には、「地球のプレートの動きにより取り込まれた海水が、断層の隙間から湧き出ており、現在湧き出ている塩泉は、約2千万年前の海水である。」とも言われています。いずれにしても、ロマンを感じながらゆっくりくつろいでいただける秘湯です。



「南アルプスと歌舞伎の里」大鹿村は、平成17年に「日本で最も美しい村連合」を全国7町村で設立し、現在全国で65団体とともに、失われたら二度と取り戻せない農山村の風景を守り、自然と歴史と民俗芸能のむらとして、訪れる人を多くし活気ある村づくりを目指しています。



大鹿村長  
柳島 貞康

熱処理工程の自動化をいち早く実現。  
困難とされる検査工程の省力化を目指す。

#### 地域産業の起爆剤となる工場

中信高周波の技術である「熱処理」は、日本の産業発展を支えてきた重要なテクノロジーです。自動車などに使われる金属部品の多くは、



大型ロボットが稼働

適切な熱処理を施すことで、より強く、より長く、使える金属に生まれ変わります。わかりやすく言えば、「鍛冶屋」を近代化した技術。様々な分野で必要とされる熱処理は、地域の産業を興す起爆剤にもなります。同社の前身は、1971年に、地域の中小企業が熱処理の高度化・共同化を目的に設立した中信高周波化学工業協同組合です。

創業当初からの大きな課題は、前近代的な熱処理プロセスの自動化でした。高熱の炉を使う熱処理の現場は、人間にとって決して快適な環境ではありません。

「当初から、工場内の自動化を目指して、大学の先生と欧米視察をしたり、最先端の技術をいろいろ学んできました。人が最初に部品をセットすれば、あとは自動的に炉のところまで運んで、熱処理が終わったら、自動的に運び出す。炉の近くは無人。それが、私の夢だったんです」と唐沢政彦社長は語ります。そしてその夢は2007年の第7工場建設においてカタチとなります。モニタリングを含めて、熱処理工程の自動化無人化を実現したのです。ただ完成品の検査工程には人手が必要でした。

#### 検査工程の自動化に挑戦

平成29年度ものづくり補助金は、この検査工程における省力化を推進するために活用されました。装置として導入したのは、外観画像処理自動検査・搬送システムです。自動的に製品の角度を変えながら、11台のカメラが61枚の角度で撮影。画像分析で不良品の可能性があれば、ラインからハジかれます。これまで2人がかりで1時間

かかっていた検査を、この装置を使えば人手いらずで50分。しかも24時間稼働させることも可能です。しかし、画像検査でハジかれた製品の最終チェックは目



外観画像処理自動検査・搬送システム

視で検査する必要があり、大幅な省力化は達成したものの、自動化には届きませんでした。

「人間がやると、眼が疲れてくるし、時間もかかります。やはり、ある程度の検査は機械にまかせたほうがいい。ただ、顕微鏡で見たり、厳密な検査は、どうしても人間でなければできません。ひとつでも不良品を出したらアウトですから。100%いいものを提供する。機械で検査したあとに更に人間がチェックする。お客様との信頼関係



目視による検査

を築くためには、品質管理がいちばん大事なんです」。地域とともに歩んできた自負と責任感が唐沢社長の言葉からにじみ出ていました。



#### 株式会社中信高周波

代表 代表取締役 唐沢政彦  
設立 1971（昭和46）年5月  
資本金 2,600万円  
従業員数 125名  
本社 松本市笹賀5652番地118



TEL.0263-28-1500 FAX.0263-26-7600  
事業内容 全体熱処理、表面熱処理、表面処理など

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 158

株式会社なかひら農場（松川町）

無添加と搾りたてにこだわって、ジュースづくり。  
地域と果樹栽培にこだわって、未来にチャレンジ。

## 果汁100%の良質なジュースを生産

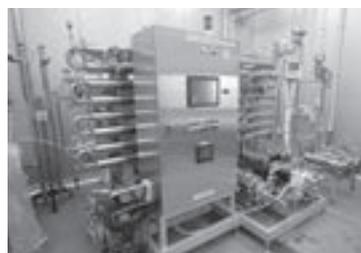
なかひら農場の歴史は、戦後の農地開放で2ヘクタールの山林を開拓し、果樹を植えたことから始まります。1975年には、近くに松川インターができ、名古屋からの観光客を呼び込もうと観光農園をスタート。お客様がたくさん訪れ、その際に、台風などで傷がついた、売り物にならないリンゴを業務用ジューサーで絞り、お客様に提供したところ大好評。「もっと飲みたい、売って欲しい」という声が数多く寄せられ、後押しされるカタチで1991年に本格的なジュース工場を建設。同時に、なかひら農場を株式会社として法人化しました。



同社生産の果汁ジュース、野菜ジュース

「当初、リンゴジュースだけつくっていましたが、それだと稼働する季節が限られてしまいます。そこで手間を惜しまず、1年中工場を動かすために、春先は梅ジュース。夏ならブルーベリー、飯田の桃太郎トマト、梨、プルーン。そして秋からリンゴ。冬は三ヶ日みかんをジュースにしました」と中平義則社長。さらに海外にも眼を向け、インドのマンゴー、イランのザクロなどを輸入。いま、約60種類のジュースを製造しています。大手ジュース工場ではできない、小回りのきく対応で多品種少量生産。しかも濃縮還元ではなく、果汁100%の良質なジュースにこだわり、市場に提供しています。

## 果樹栽培の未来を見据え、次々にチャレンジ



加熱・冷却型酵素失活装置

平成29年度ものづくり補助金は、本物志向のお客様のニーズに応えるため、「完全無添加100%ジュース」の試作・開発に活用しまし

た。従来の「無添加」では酸化防止剤（ビタミンC）

を使用していましたが、これを使わずに「加熱・冷却型酵素失活装置」を導入して酸化によるジュースの褐色変化を抑制。搾りたてジュースの味わいを商品化しようという試みです。いま、試作品のデータ収集を重ね、安定した生産体制の構築を目指しています。同社の挑戦に市場からの期待が高まります。

「会社経営においても、常に毎年2歩進むような心がけています。2歩進めば、たとえ時代の影響で1歩下がったとしても、必ず1歩は前進します」。中平社長のこの1歩の歩幅は大きく、驚かされます。例えば、ジュース加工用リンゴの新品種開発。2012年「なっぷる」、2015年「甘い夢」という品種をすでに種苗登録しており、「夢はフジを超える新品種」と語ります。

また、果樹栽培は、新規就農者が少なく、農家の高齢化や後継者不足という難題を抱えています。中平社長は「南信州りんご大学院」という名称で果樹農家の担い手育成に力を注ぎ、その課題解決に向けても確かな一歩を踏み出しています。



プレゼンルームから工場見学



## 株式会社なかひら農場

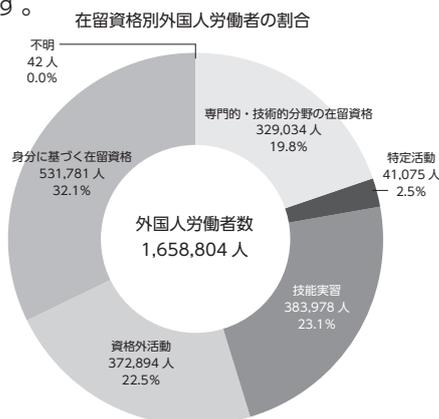
代表	代表取締役社長 中平義則
設立	1991（平成3）年3月
資本金	1,000万円
従業員数	54名
本社	下伊那郡松川町大島3251 TEL.0265-36-3206 FAX.0265-36-5959
事業内容	りんごの生産販売、果汁ジュースの生産販売、観光農園



## 外国人労働者受け入れの現状と今後の課題

私たち行政書士が中小企業の皆さんから受ける相談のひとつに、外国人を雇いたい、というものがあります。外国人労働者を雇用する際、まず確認しなければならないことは、その外国人の在留資格が仕事の内容と合っているかどうかです。日本に住んでいる外国人を雇用する場合は、在留カードで確認します。就労が可能な在留資格は大きく分けて2種類あります。一つは、「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」「定住者」の、身分または地位に基づく在留資格です。これらの在留資格を持っている外国人は日本での活動に制限がなく、日本人同様、どんな職業にも就くことができます。一方、「技術・人文知識・国際業務」「技能」「介護」「経営・管理」「高度専門職」「興行」「特定活動」などの在留資格は、学歴や実務経験等をもとに厳格に審査され、許可・指定されたもの以外の職業に就くことは原則としてできません。また、いわゆる単純労働に日常的に従事することもできません。例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持ってシステムエンジニアとして就労する外国人が工場の生産ラインで働くことはできませんし、レストランへの転職を希望したとしても簡単にはできません。この他、「留学」「家族滞在」の在留資格を持つ外国人も多くみられますが、これらの在留資格は原則として働くためのものではありません。資格外活動の許可を受けている場合には単純労働に従事することも可能ですが、就労できる時間の上限が週28時間と定められており、フルタイムで雇用することはできませんので注意が必要です。

海外で採用した外国人を日本に呼び寄せる場合には、上記の在留資格の他に、「技能実習」があります。技能実習制度は1993年に導入され、その目的を「技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り経済発展を担う人づくりに協力するもの」と定義づけています。1号から3号まであり、農業、介護、機械・金属関係等の職種で最長5年間在留できます。対象業種が多く、他の就労資格には該当しない職種で雇用できるため、その数は年々増え続けています。現在日本に在留する外国人労働者を在留資格別にみると、グラフのようになります。



(厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況 令和元年10月末現在)

特徴的なのは、資格外活動(留学生、家族滞在者のアルバイト)と技能実習の合計が全体の半数近くを占めていることです。コンビニ、飲食店などの接客業や工場などの製造業の現場では留学生アルバイトに頼らざるを得ず、また、様々な問題が指摘される技能実習制度も現実には就労資格の柱となっています。

これまで日本は専門的・技術的分野に限って外国人労働者を受け入れてきましたが、深刻な人手不足に対応するため、技能実習制度が導入され、さらには2019年4月施行の改正入管法により、「特定技能1号・2号」という在留資格が新設され、いわゆる単純労働の分野への外国人の受け入れは拡大される傾向にあります。

「特定技能1号」は、労働力が不足しているとされる14の特定産業分野(介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業)に限り外国人労働者を受け入れていくものです。「特定技能2号」は建設と造船・船用工業の2業種のみが対象となりますが、実際の運用はまだ始まっていません。「特定技能1号」を取得するためには、一定レベル以上の技能と日本語能力が必要とされ、具体的には、技能試験と日本語の試験(いずれも日本国内、海外の特定の国で実施)に合格した外国人を雇用するケースと、「技能実習2号」を良好に修了した外国人を雇用するケースとに分けられます。後者の場合は技能と日本語の試験は免除されるため、現時点では許可件数の6割を技能実習からの移行が占めています。

政府は当初、「特定技能1号」の資格取得者数を、今後5年間に最大345,000人、初年度だけで47,000人と見込んでいましたが、令和元年12月現在の交付・許可件数は3,108人ととどまっています。原因として考えられるのが、試験の実施が少ないこと、特に海外での試験体制が整っていないことが考えられます。また、働く側にしてみれば、在留できる期間が最長5年間であることや、家族の帯同ができないことが問題となっています。さらに、多くの中小企業の皆さんが導入をためらう一因となっているのが、「技能実習」に比べて経費がかかるということです。日本人と同等以上の給与を支払い、さらに登録支援機関への委託料も負担しなければなりません。登録支援機関に委託せず、受け入れ企業単独での申請も可能ですが、外国人を支援する専門の部署が必要になるなど、ある程度の企業規模が要求されます。

しかしながら、「技能実習」からの移行を中心に「特定技能」の在留資格で働く外国人の数が増加していくことは確実です。加えて、今後は留学生からの資格変更も増えると考えられます。新しい制度のスタートから1年、労働力不足の解消に向けて特定技能制度のさらなる周知と適切な運用が望まれます。



# 各種サービスのご紹介

ETC 車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

## 大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。  
但し、1 台月額 3 万円以上となります。



## 法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

# 大黒柱

## 休業支援共済

持病を  
お持ちの方も  
ご相談  
ください。

### 共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額 (①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

【東信支部】上田市常田 2 丁目 20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央 1 丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそ  
 のご家族の  
 安心の保障を準備するた  
 めに  
 中央会の共済制度をご活  
 用ください。

BEST PARTNER  
 大樹生命



従業員のための  
 退職金準備に  
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
 安定した退職金準備が  
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための  
 万一の保障  
 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
 一般扱 (口座振替月払等) で  
 ご契約いただくよりも、  
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の  
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに  
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
 従業員さまのケガなどのリスクを  
 カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 業務災害補償保険 取扱代理店  
 大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み  
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い  
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで  
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ  
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起  
 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会  
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取  
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 上田営業部 TEL:0268-24-2755  
 松本営業部 TEL:0263-35-8519 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 佐久営業部 TEL:0267-62-0358  
 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 東御営業部 TEL:0268-64-5413

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)  
 B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31

# 令和2年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** **日時** 令和2年4月21日(火)午後0時30分 **場所** 長野市「ホテル信濃路」

◎**通常総代会** **日時** 令和2年5月25日(月)午後2時 **場所** 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。詳細につきましては別途ご案内をお送りいたします。

## 長野県地域企業再建支援事業費補助金

本補助金は、令和元年東日本台風（台風第19号）による災害により被害を受けた県内中小企業者の経営の建て直しと事業の再建・再構築に必要な費用の一部を支援し、持続可能な地域経済の回復を図ることを目的にしています。

補助対象経費	広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、 専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 (令和元年10月12日の被災以降に要した経費の遡及申請が可能)
補助率等	4分の3以内 1事業者あたりの補助金額 下限：200万円超 上限：3,000万円 ※下限額は、事業終了後、補助金交付額が確定した時点において上回る必要がある。

※設備処分費、土砂撤去費用、解体費用、車両購入費などで、長野県グループ補助金の対象とならない経費を本補助金で申請する場合、申請者がみなし中堅企業であるときは、補助率は、補助対象経費の2分の1以内とします。

### 第1次受付締切 令和2年4月24日(金)

※第2次以降の募集については、決まり次第、長野県のホームページでご案内いたします。

公募要領等の詳細につきましては、長野県のホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shien/hozyokin/saiken-koufu.html>

**お問い合わせ先** 申請書等の受付、補助金の申請・手続きに関すること 各地の地域振興局商工観光課  
制度全般に関すること 長野県産業復興支援センター 電話026-235-7325

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”  
ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業  
退職金 積立制度

「中退共」で  
検索!

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>  
(財)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート  
MONTHLY REPORT

2020  
4  
No.521

第521号 令和2年4月10日発行  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町 131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# 商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

## 01.

### 全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、  
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

## 02.

### 組合支援

中小企業組合の活動を、  
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

## 03.

### 海外展開支援

海外進出を、情報と金融で  
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:026(234)0145  
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:0266(52)6600  
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:0263(35)6211



人を思う。未来を思う。

商工中金